

運営費に関する制度

運営費については、子ども・子育て支援法第 29 条及び第 30 条に基づく地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費を支出します。また、以下のとおり市川市単独での委託費の加算又は補助の実施を予定しております。

この加算又は補助は、市が求める水準の保育を提供するために必要となる経費を支出するものです。そのため、実施する項目であっても市が求める水準を下回る場合は支給されませんのでご注意ください。

※公定価格の改定等に伴い、加算又は補助に変更が生じることがあります。

※以下に記載する加算は現行制度の概要です。今後改正されることがありますので、参考としてご確認ください。

《委託費の加算》

(1) 職員配置基準向上加算

①概要 : 公定価格における保育士配置に係る加算項目を優先的に利用し、これらにおいて求められる職員数を超えて職員を配置する際に必要となる費用を加算するもの。

これにより、年度途中の児童受け入れを円滑なものとするとともに、職員の労働環境を改善し、また、職員の退職や育児休業等の取得など、急な職員の減少に対応できる態勢を確保することにより、安定的な保育環境を確保し、保育の質の維持向上を図るもの。

②算出式 : 単価(表 1) × 各月加算対象職員数(表 2)

表 1

職種等	加算単価
常勤保育士	378,570 円
短時間保育士	239,200 円
常勤調理員	324,547 円
短時間調理員等	220,800 円
事務員	157,797 円

表 2

職種等		対象職員数	
		上限	障がい児受入時の上限
常勤保育士	常勤職員	2 人	3 人
短時間保育士	常勤換算	1 人	
常勤調理員	常勤職員	1 人	
短時間調理員等	常勤換算	1 人	2 人
事務員	正規職員	1 人	

(2) 保育士等職員処遇改善加算

- ①概要 : 職員の処遇改善を実施するために必要となる費用を加算するもの。
 ②算出式 : 処遇改善等加算 I 基礎分の加算率及び各施設の人件費割合に応じた加算区分に基づく加算単価×各月初日加算対象職員数 (表 3)

表 3

職種等	市処遇改善部分	千葉県処遇改善部分
施設長	正規職員 1人	左記のうち 保育士資格を 有する者
保育士	正規職員 実配置職員数を上限	
	常勤職員 (保育士資格を 実配置職員数を上限 有する者)	
栄養士	正規職員 実配置職員数を上限	
事務員	正規職員 1人	
調理員	正規職員 実配置職員数を上限	

(3) 退職手当共済事業費加算 (社会福祉法人のみ対象)

- ①概要 : 独立行政法人福祉医療機構が運営する退職手当共済事業に加入する場合、職員退職手当共済掛金の支払いに必要となる費用を加算するもの。
 ②算出式 : 社会福祉施設職員等退職手当共済掛金単価×対象職員数

(4) 保育環境改善加算

- ①概要 : 公定価格及び市加算における配置基準に含まれない非常勤職員等を雇用する費用等を加算するもの。

②算出式 : (ア) 延長保育加算 (保育標準時間)

$29,900 \text{ 円} \times \text{延長保育実施時間} \times \text{係数} \ast \times \text{各月初日入所保育標準時間認定児童数} \div \text{各月初日入所児童数}$ (小数点第一位を切り上げ)

$\ast \text{係数} = \text{各月初日入所児童数} \times 1/30$ (小数第1位切り上げ。ただし、2を下限とする。)

(イ) 延長保育加算 (保育短時間)

$29,900 \text{ 円} \times \text{延長保育実施時間} \times \text{係数} \ast \times \text{各月初日入所保育短時間認定児童数} \div \text{各月初日入所児童数}$ (小数点第一位を切り上げ)

$\ast \text{係数} = \text{各月初日入所児童数} \times 1/30$ (小数第1位切り上げ。ただし、2を下限とする。)

(ウ) 嘱託医報酬加算

公定価格における嘱託医報酬額 (内科 162,840 円、歯科 40,000 円) を超える報酬実績額について 201,000 円を上限として加算

内科: 38,160 円 (201,000 円 - 162,840 円)

歯科:161,000円(201,000円 - 40,000円)

報酬額が控除額を下回る場合は加算しません。

※当該年度分を3月分に加算

(エ) 保育補助者雇上費加算・保育体制強化費加算

要件等及び加算額については国が定める要綱の通り

※当該年度分を3月分に加算

(5) 施設維持管理加算

①概要 : 児童の処遇向上等を図ることを目的として、必要となる費用を加算するもの。

②算出式 : (ア) 管理費

3,500円×各月初日入所児童数

(イ) 主食費加算

600円×各月初日入所児童数

(ウ) 副食費上乗せ加算

1,500円×各月初日入所児童数(3歳以上児)

(エ) 土曜日給食分

・毎週実施の場合

130円×各月初日入所児童数×4回

・隔週実施の場合

130円×各月初日入所児童数×2回

(オ) おむつ処分費加算

140円×各月初日入所児童数(0~3歳児)

※管外受託児童を含む

(カ) 障がい児受入推進費加算

・特別児童扶養手当支給対象児童

15,000円×年間延べ対象児童数

・手帳所持児童

10,000円×年間延べ対象児童数

・センター等通所児童

5,000円×年間延べ対象児童数

※当該年度分を3月分に加算

《補助金》

(1) 私立保育園補助金

①特別保育事業

(ア) 補助対象経費: 地域住民との地域交流に必要な費用及び遠足等に係るバスの賃借料を補助するもの。

(イ) 補助上限額 : 250,000円

(ウ) 補助率 : 10/10

②産休代替職員任用事業

(ア) 補助対象経費: 千葉県産休代替職員任用事業を活用している施設

に対して、事業額の上乗せをするもの

- (イ) 補助上限額 : 時給単価 1,050 円を上限とし、千葉県補助額との差額
- (ウ) 補助率 : 10/10

(2) 保育士宿舎借上げ支援事業

- (ア) 補助対象経費 : 法人に採用されて 9 年以内の常勤保育士が、法人が契約した宿舎に居住する際、必要となる費用の一部を補助するもの。
- (イ) 補助上限額 : 月額 75,000 円
- (ウ) 補助率 : 3/4 (1/4 を事業者が負担)

(3) 保育士就職支援事業補助金

①就業開始資金支給事業

- (ア) 補助対象経費 : 新規に採用された常勤保育士が法人から 10 万円の支給を受けた場合、その全額を補助するもの。
※当該保育士が 1 年間保育業務に従事しなかった場合は全額返還となります。
- (イ) 補助上限額 : 100,000 円
- (ウ) 補助率 : 10/10

②就業体験機会提供事業

- (ア) 補助対象経費 : 就業体験者に対して支出する活動費の一部を補助するもの。
- (イ) 補助上限額 : 就業体験者 1 人につき
1 日当たり 1,000 円 合計 15,000 円
- (ウ) 補助率 : 10/10

(4) 保育所等における (ICT 化) 推進事業補助金

①ICT 化推進事業

- (ア) 補助対象経費 : 「保育の計画及び記録」、「園児の登園及び降園の管理」、「保護者との連絡」のいずれかの機能を有するシステムを導入する際の費用の一部を補助するもの。
- (イ) 補助上限額 : 1,000,000 円 (1 施設 1 回限り)
- (ウ) 補助率 : 3/4 (1/4 を事業者が負担)

②翻訳機導入事業

- (ア) 補助対象経費 : 外国籍児童及び保護者とのコミュニケーションの質を向上するため、翻訳機等を導入する際の費用の一部を補助するもの。
- (イ) 補助上限額 : 150,000 円
- (ウ) 補助率 : 3/4 (1/4 を事業者が負担)

(5) 事故防止推進事業補助金

(ア) 補助対象経費：睡眠中の児童の体動、または体の向きを検知する等の機能を有する機器を導入又はリースする際の費用の一部を補助するもの。

(イ) 補助上限額 : 500,000 円 (児童 1 人に対し 1 機まで)

(ウ) 補助率 : 3/4 (1/4 を事業者が負担)